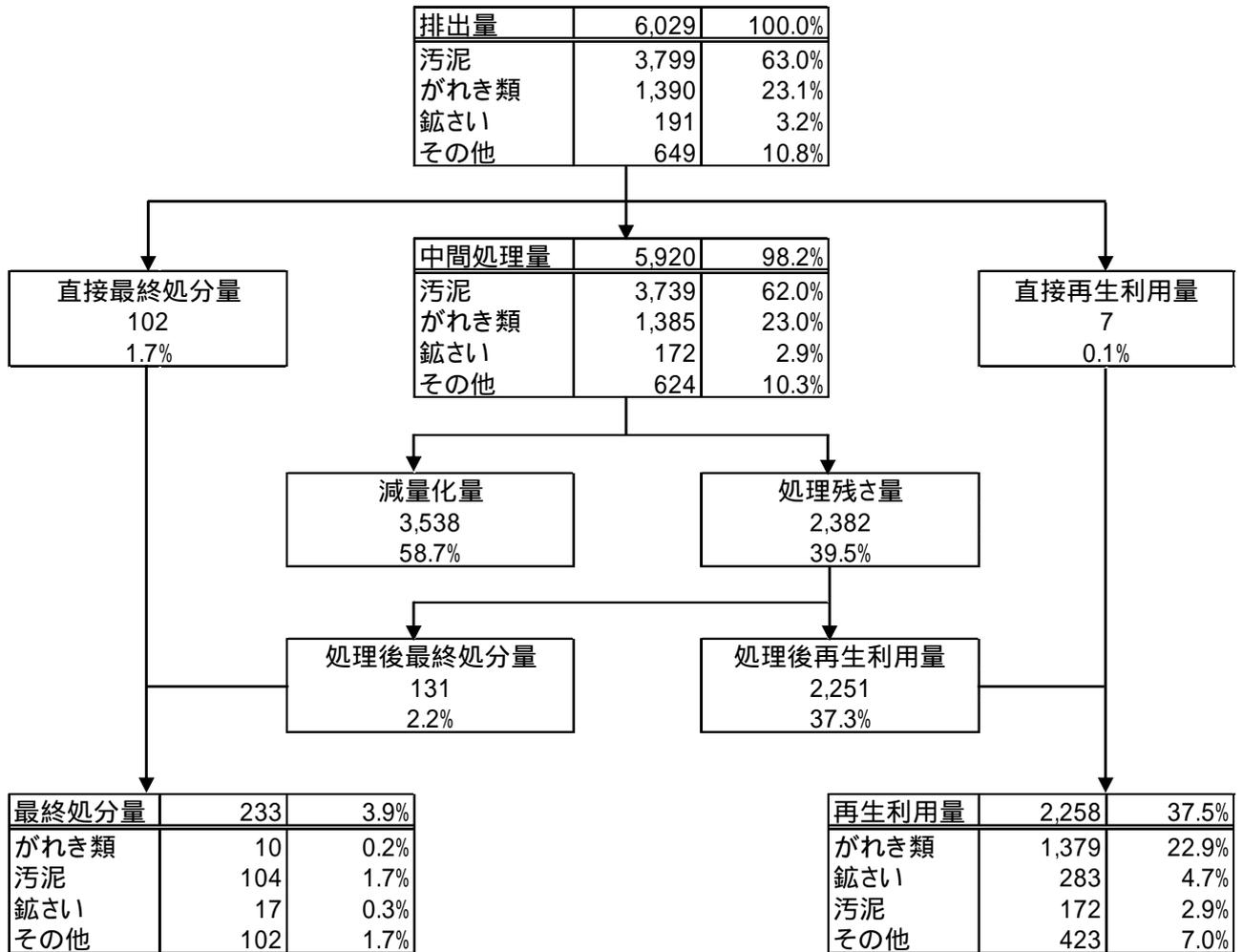


資料 2 - 1 産業廃棄物の排出量及び処理状況 (平成 22 年度)

(単位:千トン)



注) 1. 平成 22 年度実態調査結果

2. 公共都市施設分を含む

資料 2 - 2 産業廃棄物処理施設設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

処 理 施 設 の 種 類（ 処 理 能 力 等 ）	施 設 数
1. 汚泥の脱水施設（10m ³ / 日超）	12
2. 汚泥の乾燥施設（10m ³ / 日超）	1
3. 汚泥の焼却施設（5m ³ / 日超又は 200 kg / 時以上又は火格子面積 2 m ² 以上）	5
4. 廃油の油水分離施設（10m ³ / 日超）	2
5. 廃油の焼却施設（1m ³ / 日超又は 200 kg / 時以上又は火格子面積 2 m ² 以上）	6
6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ / 日超）	1
7. 廃プラスチック類の破碎施設（5 t / 日超）	6
8. 廃プラスチック類の焼却施設（100 kg / 日超又は火格子面積 2 m ² 以上）	7
9. 木くず又はがれき類の破碎施設（5 t / 日超）	47
10. 汚泥のコンクリート固型化施設	1
11. 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
12. シアン化合物の分解施設	0
13. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0
14. 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物焼却施設	0
15. 廃 PCB 等又は PCB 処理物分解施設	2
16. PCB 汚染物又は PCB 処理物洗浄施設	2
17. 産業廃棄物の焼却施設（200 kg / 時以上又は火格子面積 2 m ² 以上）	14
18. 管理型最終処分場	3(2)
合 計	109(2)

(注) 1. 産業廃棄物処理業者が設置した処理施設を含む。

2. () は、法改正以前から設置されている施設で許可対象外。

資料 2 - 3 産業廃棄物排出事業者規制指導状況（平成 23 年度）

対 象 事 業 場 等	立入件数	各種報告書提出数	分析件数
産 業 廃 棄 物 排 出 事 業 場	88	19,395	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 設 置 者	2	14	
多 量 排 出 事 業 者	13	234	
合 計	103	19,643	39

資料 2 - 4 産業廃棄物処理業の業務の種類

産業廃棄物 処 理 業	産 業 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	産 業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理
		埋立処分
海洋投入処分（原則禁止）		
特別管理産業 廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物 収 集 ・ 運 搬 業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	特別管理産業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理
		埋立処分

資料 2 - 5 産業廃棄物処理業者規制指導状況（平成 23 年度）

業務の種類	対象者数	立入件数	報告書提出数	分析件数
収集運搬業	1,290	41	287	0
中間処理業	100	210	100	90
埋立処分業	0	0	0	0

資料 2 - 6 広域処理場の位置及び規模

埋立場所等	位 置	規 模	
		面積 (ha)	埋立容積 (万m ³)
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

資料 2 - 7 告示産業廃棄物の受け入れの条件

受け入れの 条件	1 大阪市内で住民登録又は法人登記しており、かつ、常時事業に従事する人数が5人以下の零細事業者であること
	2 告示産業廃棄物の受入量 (1) 建設工事から発生する告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね20トンとする。 (2) その他の告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね3トンとする。
	3 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず(ただし、 、 、 、 、 又は 及び金属くずの混合物又は複合体に限る。 ガラスくず・陶磁器くず(ただし、 、 、 、 、 又は 及びガラスくず又は陶磁器くずの混合くず又は複合体に限る。)